

契 約 書

久山町議会議員一般選挙候補者 (以下「甲」という。)と
(以下「乙」という。)は、次のとおり契約を締結する。

- 1 業 務 内 容 公職選挙法に規定する選挙運動用自動車の運転
- 2 雇 用 期 間 令和7年 月 日から令和7年 月 日まで
- 3 契 約 金 額 円 (1日につき 円)

4 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額は、乙は公職選挙法に基づき久山町に請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。なお、久山町に請求する金額が契約金額に満たない場合には、甲は乙に対し当該不足金額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合には、乙は久山町には請求することができない。

- 5 この契約に規定がない事項については、法令に従い甲乙協議の上、これを決定する。

令和7年 月 日

甲 久山町議会議員一般選挙候補者
住 所
氏 名

乙 住 所
氏 名